

津島市教育委員会教育長賞の下附に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、津島市の教育、芸術・文化、スポーツの振興を目的とした事業に対し交付する津島市教育委員会教育長賞（以下「教育長賞」という。）の下附の承認に関し、必要な事項を定めるものとする。

(承認基準)

第2条 下附の承認は、次の各号のいずれかに掲げる事業であって、参加者が競い合うことにより技能の一層の向上が期待できると認められるものとする。

- (1) 津島市教育委員会後援名義の使用に関する取扱要綱（平成27年6月15日施行）の規定に基づき、現に後援名義使用の承認を受けている事業
- (2) 市の教育、芸術・文化、スポーツの振興を目的とした事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認めた事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、下附を承認しないものとする。

- (1) 営利を目的又は特定の営利事業を援助すると認められる事業
- (2) 売名宣伝を意図すると認められる事業
- (3) 特定の政党の利害又は宗教団体を支持すると認められる事業
- (4) 会員制又は会員勧誘を前提とした事業
- (5) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある事業
- (6) 津島市暴力団排除条例（平成23年津島市条例第3号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有する者が主催し、又は関与すると認められる事業
- (7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が不適當と認める事業

(申請手続)

第3条 教育長賞の下附を希望する事業の主催者（以下「主催者」という。）は、津島市教育委員会教育長賞下附申請書（様式第1）に必要な書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。この場合において、教育長賞の受賞者を決定しているときは、当該受賞者に係る資料を添付するものとする。

(審査及び通知)

第4条 担当課は、申請があったときは、第2条の承認基準により審査を行い、教育長（過去5年間に教育委員会が下附した実績のある事業については事務局長）の決裁を受けるものとする。

2 担当課は、前項の決裁の結果、下附を適当と認めるときは、津島市教育委員会教育長賞下附決定通知書（様式第2）により、不適当と認めるときは、津島市教育委員会教育長賞下附不交付決定通知書（様式第3）により主催者に通知するものとする。

（教育長賞の交付）

第5条 教育長賞は、賞状の交付とし、主催者を通じて、顕彰すべき参加者に交付するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、教育委員会は、併せて賞品を交付することができる。

（承認の取消し等）

第6条 教育委員会は、下附決定通知を受けた事業が、下附決定通知後に次の各号のいずれかに該当したときは、当該下附決定通知を取消し、主催者に、取消しの理由を文書で通知するものとする。

- (1) 主催者が第2条第2項に該当すると認めるとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により下附決定通知を受けたとき。
- (3) 計画等の変更により下附の承認基準を満たさなくなったとき。

2 主催者は、事業の実施にあたり、既に教育長賞の交付を受けている場合において、前項により承認を取り消されたときは、直ちに当該教育長賞を教育委員会に返還しなければならない。

3 第1項による承認の取消しによって主催者に損害が生ずることがあっても、教育委員会は、その責めを負わない。

（事業の完了報告）

第7条 主催者は、事業が完了したときは、速やかに事業完了報告書（様式第4）を担当課に提出しなければならない。この場合において、第3条の申請時に、教育長賞の受賞者に係る資料を提出した場合は、省略するものとする。

（雑則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、教育長賞の下附に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月15日から施行する。